

大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 50 条第 1 項第 5 号の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 一般社団法人 オリーブの郷
- (2) 代表者 代表理事 阿部 秋人
- (3) 法人所在地 大阪市旭区清水二丁目 16 番 10 号

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名称 高瀬あったか事業所
- (2) 所在地 守口市高瀬町四丁目 9 番 5 号
- (3) サービス種別 就労継続支援 B 型

3 指定取消年月日

平成 31 年 1 月 11 日

4 指定取消の理由

(1) 自立支援給付費の不正請求

当該事業所は、通所していない利用者について、通所しているかのように「サービス提供実績記録票」を作成し、自立支援給付費を不正に請求し、受領した。